

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類		事業名	第 4 次 実 施 計 画	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	令和4年度事業実績		令和5年度計画		担当課		
				事業の概要			実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)		令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的な内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標
1	(1)女性	(2)子ども	女性・子どもに対する暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。	・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。		野洲市 DV相談件数 9件	関係機関と連携、情報を共有することで、安心して生活ができるように生活基盤の安定に努めた。また、直接の被害者だけでなく、その子どもたちの身の安全の確保について、警察、医療機関、保健所、学校、園、女性センター等と連携し、緊急の事態に備えることができた。	DV、面前DVにより、警察の介入、警察から児相に通告し、児相が対応、または児相から地域(市)につながり対応、支援をするケースが多く、関係機関とのさらなる連携強化が必要である。	継続	修正なし	安心して生活ができるよう関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども		児童虐待防止等ネットワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすことさえある重大な問題である。その問題が近年増加傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子どもの人権を守る。	・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。		野洲市 児童虐待相談件数 332件 (うち、新規相談 73件)	児童虐待相談件数は、昨年度からの継続259件に新規相談73件を加えた332件となった。	児童虐待相談は減少傾向にあるが、リスクの高い困難ケースは増加している。特にリスクの高いケースは、家庭環境や家族関係が複雑で支援期間も長期化している。また、発達課題のある児童や保護者が児童に影響を及ぼすケースも多く、さらなる関係機関との連携、職員の専門的知識、スキル、経験が必要となっています。	継続	修正なし	子どもの虐待の早期発見・早期援助に努め、子どもの命を守る。	家庭児童相談室
3	(2)子ども		個別課題解決に向けた相談・支援体制の確立	いじめや不登校そのほか児童生徒の人権に関する個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。		(学校教育課) ・市生徒指導担当連絡協議会 4回 ・市中学校生徒指導連絡会 4回 ・市教育相談担当者連絡協議会 4回 ・市いじめ問題専門委員会 2回 ・市いじめ問題対策連絡協議会2回 ・市SSW連絡協議会 5回 野洲市ふれあい教育相談センターと連携を図りながら、子どもの状況に合わせて、適応指導教室(ドリーム)、家庭訪問型学習支援事業により、学習等支援に取り組んだ。	(学校教育課) ・中学校区ごとの情報交換を強化したことにより、小学校6年生がスムーズに中学校に進学することができた。 ・1つの中学校でスクールカウンセラーの小中連携を強化した。それにより小学生がスクールカウンセラーとつながったまま中学校に進学することが可能となり、安心して登校できるケースが増えた。	(学校教育課) ・不登校傾向の児童生徒に多様な学習機会の場を提供していく必要があるが、人手不足から小学校での別室運営が難しい現実がある。 ・市内で効果的に別室運営を行っている学校は、今後も引き続き連携を図りながら、継続して取り組みを進める。また、効果的に運営している学校をモデルとして、市内の学校に広めていく。	継続	修正なし	いじめや不登校の現状を正確に把握し、これらの人権課題をなくす取組を継続して実施していく必要がある。 いじめ認知後の解消率が令和元年度で82.5%であった。(解消率とは当該いじめ案件を校内で見守り、3か月間、いじめが全く繰り返されていないことを被害者から個別に確認できた比率をいう。しかし、1月以降に発生したいじめは3月末時点で解消を被害者から確認できないため、解消とはカウントできない。年度明けて6月に再調査すると解消率は野洲市の場合99%となる。) 解消率90%を目標とし、いじめ問題をなくす取組を推進する。	学校教育課 こども課
4	(2)子ども		こころの教育相談	不登校やいじめなどの悩みや課題を抱えた児童生徒の人権に関する相談の場を設け、子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応など、個別課題の解決に向けて、保護者や学校・関係機関と連携した取組を推進する。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。 相談：予約制1日4件程度 定期相談：週1回～月1回程度		相談(面談・電話) 件数338件 相談実人数 17人 内、中学3年生の相談人数 2名 終結 2名 未終結率 0% ・SV研修2回 ・ケース会議 4回 ・学校との共有・調整 64回 ・関係機関との共有・調整 24回	継続したカウンセリングの実施や学校との連携を重ねたことで、児童生徒の情緒の安定を図れ、学校復帰や次の進路につなげることができた。また、必要に応じて学校とのケース会議の実施や関係機関と連携するなどして、相談者の不安や悩みの解決に向けて支援ができた。	新規相談が思いのほか少なく、相談実人数・相談件数とも減少した。令和3年度末に休止やスクールカウンセラーにつないだケースで不登校状態が続いた指導生徒がおり、終結・休止等の見極めに課題が残った。	継続	修正なし	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行う。	ふれあい教育 相談センター
5	(2)子ども		適応指導教室事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所づくりを行い、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者とのコミュニケーションや、自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立や学校への復帰に向けて、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 通級：週1回～週5回 体験活動：湖南地域スクーリング・サポート・ネットワーク年1回 活動体験：月1回 保護者懇談会：年数回		・通所指導児童生徒数 12名 ・学校完全復帰 1名 ・学校部分復帰 9名(放課後登校含む) ・高校進学 2名 ・保護者懇談 30回 ・学校訪問 12回 ・ケース会議 11回 ・SV研修2回 ・学校との共有・調整 126回 ・関係機関との共有・調整 19回	保護者との連携を密にするため、子どもの成長をつぶさに伝え信頼関係の構築に努め、支援に役立ててきた。その上で、学校とのきめ細やかな連携を図り学校復帰に取り組んできた。結果2名が進学、2名が併用でほとんど登校できた。他の児童生徒もドリームを併用しながら何らかの形で学校へ登校し、つながりを保てた。	適応指導教室では、利用者の状況に応じた支援を実施するため、学校や保護者・関係機関と日常的に情報を共有しなければならない。	継続	修正なし	通所する児童生徒全員が体験活動等を通して自信回復と自我の確立を図ることで学校復帰が出来る。また、学校との連携を強化する。	ふれあい教育 相談センター

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画				令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)	令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！		
6	(2)子ども	家庭訪問型学習支援	校長から支援の依頼があった、学校にも適応指導教室にも行けない深刻な不登校状態にある小・中学生の自宅を主な支援場所として、家庭訪問型学習支援を実施する。なお、家庭における生活上の諸課題については、市民生活相談課など関係課につなぎ現行制度を利用しながら連携を図る。	訪問教育指導員(教員免許を有する教職経験者)2人がベアで自宅等を訪問し、学校復帰、社会的自立に向けてのきっかけづくりを目的に、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を行う。 (支援の時間と回数) 1人1回概ね3時間以内で、週1回を原則とし出席日数にカウントする。		・支援対象者 7名 ・支援や教育相談延べ回数 302回 ・学校完全復帰 1名 ・部分学校復帰(放課後登校を含む) 5名 ・保護者懇談 10回 ・学校訪問 14回 ・ケース会議 19回 ・SV研修への参加 1回 ・学校との共有・調整 106回 ・関係機関との共有・調整 34回	深刻な不登校の児童生徒にとって、家庭から外に出ることには抵抗があるが、この事業によって家の外に出ることができたり、外部の者と接したりすることができた。また、学習に対する自信を回復し、意欲を高めることができた。	深刻な不登校状態にある児童生徒が短期間に学校への復帰をめざすことは難しい。将来の進路を本人や保護者、学校と共有し、つけるべき力を明確にして支援を行う必要もある。	継続	修正なし	学校復帰、社会的自立に向けて、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を継続していく。	ふれあい教育相談センター
7	(2)子ども	はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。 小・中学生が日々考えていることや感じていることを広く市民に訴えるための発表会を開催し、誇りと自覚を持ち自主性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚と、目標をもってたくましく成長することを目指す。 また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	・はつらつ野洲っ子中学生広場の開催 ・はつらつ野洲っ子育成フォーラムの開催		・はつらつ野洲っ子中学生広場 令和4年7月2日(土)さざなみホール 参加者155名 中学生の考えや思いを学校関係者、家庭、地域の人々が十分に受け止めることにより、中学生に対する共通理解を深めるきっかけになった。 優秀賞3名の表彰(うち1名を県主催の中学生広場出場候補者とした) ・はつらつ野洲っ子育成フォーラム 令和4年12月3日(土)さざなみホール 参加者282名 地域との関わりや人権問題などについて、普段思っていることや取り組んでいること等について堂々と語り、自分の考えを伝えた。	多数の関係団体の参加により「地域の子どもは地域で守り育てよう」との機運が高まった。	子どもの健全育成のため、地域で活動する人材の育成を図っていく必要がある。	継続	修正なし	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校等の問題を防止し、児童・生徒の健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課
8	(2)子ども	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議と各学区青少年育成会議の連携のもと、環境浄化や初発型非行防止街頭補導を行い、青少年との関係づくりをし、地域住民とのふれ合いのもと、一人ひとりが希望を持ち、困難なことにも主体的に対応できる力をつけるよう支援する。	「愛のパトロール運動」(第1・第3金曜日)・まちぐるみで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施		愛のパトロール 市内3コースで年間10回実施 参加者197名 愛の声かけ運動の実施 ・令和4年7月1日 参加者938名 ・令和4年11月1日 参加者874名	補導委員や少年センターを中心に地道な見守り活動、補導活動が初発型非行・問題行動の防止につながっている。	補導委員や関係団体役員の高齢化が進んでおり、親世代の積極的な参加が求められる。	継続	修正なし	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校、児童虐待をはじめ、子どもを脅かす事件等を防止し、青少年の健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課
9	(2)子ども	人権集会	自分はいかにえのない愛される存在であることを実感し、様々な人との出会いや教材との出会いを通して人権意識を高めていけるよう人権集会などを開催して、人権保育を推進する。また、参観、アンケート、集会だよりなどを通して保護者にも啓発する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。 保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。		・人権をテーマにした集会を計画的に実施し、寸劇や絵本などにより年齢に応じて考え合う場を持っている。また、集会での様子や園児の意見等の内容を、おたよりとして即時に発行し、保護者啓発を図るとともに親子で考える場へつなげてきた。 ・保護者を対象とした研修会を年間2回以上開催し、機関紙等の発行をし、研修内容の共有を図った。	・集会や研修会後に即時におたより等を発行することで、保護者への啓発や共有につながった。	・実績に基づいて一定の成果が得られているが、人権意識の高揚のためには、集会や研修会だけでなく、日常的な発信が必要である。	継続	修正なし	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や意識が高まるように継続していく。	こども課
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園そのほか乳幼児の人権に関する保護者との相談の場をもち、個別課題の解決に向けて、家庭と連携した取組を推進する。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。	修正なし	・個別懇談会等の実施。 ・子育て相談の実施 ・園だより等を通じて、子育てにつながる具体的な内容等の記載による推進。	・園と家庭の信頼関係を築く中で、日々の園児の様子について継続的に積極的に伝え、成長を共に喜び合い、また課題について具体的に話をしながら、推進できた。	・日頃の会話や個別懇談等において、保護者の置かれている状況を把握し、子育て等についての悩みや思いを聞き取り、対話を通して、細やかに対応することに努めているが、コロナ禍により、クラス懇談会等は中止をせざるを得ない状況となった。 ・子育てをする中での親同士のつながりを持てる場について、工夫していく必要がある。	継続	修正なし	子育て不安に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の定着を図る。	こども課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)	令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！		
11	(2)子ども	交通安全施設整備	野洲市通学路交通安全プログラムに基づき、子どもをはじめすべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として、交通弱者の安全確保にも効果のある歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進める。	令和2年度の通学路点検により指摘された危険個所の改修工事の実施します。また、過年度の対策実施個所の効果を検証し今後の安全対策の参考にする。	令和3年度の通学路点検により指摘された危険個所の改修工事の実施します。また、過年度の対策実施個所の効果を検証し今後の安全対策の参考にする。	令和3年度の通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の点検を行った危険個所の内、市内11箇所の安全対策を行った。	歩道整備やグリーンベルトを施工することで通学路の安全性が向上した。	今後は通学路の安全対策に関連する補助金が縮小される可能性が高い。歩道の新規整備や信号機の設置等は多額の費用が必要ことから、財源確保が大きな課題になりつつある。	継続	修正なし	交通安全対策実施後の効果把握を行い、交通弱者を考慮した通学路の交通安全対策の改善・充実を行います。これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、安全性の向上を図る。	道路河川課
12	(3)高齢者	消費生活相談	消費生活相談においては、高齢者特有の消費生活問題について関係機関と連携し権利擁護に努める。	野洲市くらし支えあい条例に規定した消費者安全確保地域協議会の推進を図る。		消費者庁及び警察署が保有するリストの情報提供を受け、「見守りリスト」を作成した。 消費者安全確保地域協議会について、6月に第1回全体会議を開催し、構成員間における「見守りリスト」の提供についてが決議され、リストを活用した見守り活動が展開された。 2月には、第2回全体会議を開催し、見守り活動の各構成員より実績報告が行われた。	消費者安全確保地域協議会の仕組みを活用し、消費者庁及び警察署からデータ提供を受け、見守りリスト(1,077件)を作成した。 このリストを活用し、協議会構成員である民生委員児童委員や市の関係部署において、それぞれの事業や取り組みの中で、消費者被害に遭いやすいリスト登録者を効果的に見守ることができた。	リストの効果的な活用について、更なるブラッシュアップが必要である。	継続	修正なし	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、消費者安全確保地域協議会を年2回実施すると共に見守りリストの作成と積極的な見守り活動を実施する。	市民生活相談課
13	(3)高齢者	ユニバーサルデザインを基本とした住環境整備の促進	高齢者を含む全ての人が、自立して生活できる安全な住環境の整備に向け、ユニバーサルデザインの考え方に基づく住宅改修を支援し、促進する。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。		高齢者住宅小規模改修助成事業 5件 介護保険による住宅改修139件(4-1月審査分)	在宅介護支援のための住宅改修を支援したことで、家族の介護負担の軽減と、要介護者本人の自立支援や介護予防、安全の確保につながった。	引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	自立して安全に生活できる環境の整備に向け、引き続き助成を行う。	介護保険課
14	(3)高齢者	高齢社会の課題に関する教育・啓発	高齢社会における介護や認知症等の社会的課題への関心と理解を高めるため、小中学生や地域の元気な高齢者などを対象に学習の機会の拡充をめざす。その策として、介護施設などにボランティア体験等の受入れを促す。 また広報紙や介護ニュース等を活用し、サービスの情報提供と合わせ高齢社会に関する啓発情報も盛り込むようにする。 また、地域住民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域で支える意識づくりを促す。	・教育委員会と連携して、児童生徒の認知症サポーター養成講座受講を促す。 ・比較的元気な高齢者の活躍の場の創出と兼ねて、「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」を活用し、介護施設等でのボランティア活動を広げ、以て地域住民への理解を広げる。 ・市広報での特集記事の掲載を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。		・認知症サポーター養成講座を、ふれあいサロン等の出前講座として、16回(延498人)開催した。 ・市広報9月号に認知症について掲載し、啓発を実施した。 ・介護ニュース「ふれあいま」を発行した。4月1日発送2,034通	認知症に関する理解の促進を図るとともに、地域で認知症の人を支える繋がりでの支援や認知症の人の家族の介護の軽減につながった。	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに継続して取り組んでいく必要がある。	継続	修正なし	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課
15	(3)高齢者	高齢者の権利擁護	高齢者の権利が守られ、安心して生活が送れるよう権利擁護に係る成年後見制度の啓発や利用を推進する。高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携して対応する。	・成年後見制度についての啓発を行う。必要なケースについては成年後見制度の市長申立てを速やかに行う。 ・高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。		成年後見制度相談会 3回 成年後見制度市長申立件数 5件 成年後見制度職員向け研修会 1回 高齢者虐待防止啓発出前講座 4回(延 121人) 虐待相談件数 57件	判断能力が低下し成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立てする親族がいない高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てを行い、本人の意思決定支援につながった。 高齢者の虐待防止のための啓発事業として、出前講座を実施し、早期発見、早期対応につながった。	高齢者の人権を守るため、関係機関と連携を深めながら取組を継続する必要がある。	継続	修正なし	高齢者の権利を守る意識が広がる。権利擁護のための対応が、関係機関の連携により円滑に行われるようになる。	高齢福祉課
16	(3)高齢者	高齢者のサービス利用支援と強化	地域の高齢者が、介護保険サービスにとどまらない様々な形のサービスを利用し、自立した生活が継続できるよう、地域関係者とのネットワーク構築や、ネットワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。		相談支援延べ件数 8,931件(年度末現在)	相談支援件数は増加した。 介護保険サービスをはじめ、適切な機関、制度、サービスにつなぐことができた。	本人の自己決定を尊重しつつ、本人に必要なサービスや支援につなぐとともに、地域関係者とのネットワークづくりが必要である。	継続	修正なし	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持する。	高齢福祉課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類		第 4 次 実 施 計 画				令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
			事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)	令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！		
17	(3)高齢者	(4)障がい者	コミュニティバスの運行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい者利用者をについて35,000人を目標とする。 (令和2年度実績数値33,751人)		高齢者及び障がい者の利用率69.4% (45,163人) 一般者 30.6%(19,952人)	全体の利用者数が令和3年度から令和4年度は、10,669人の増加となっている。 高齢者及び障がい者の利用率は69.4%ではあったものの、利用者数は令和3年度から令和4年度には6,741人の増加となった。	今後も、高齢者の自主返納者に対して、コミュニティバスの利用促進の政策を進めていく必要がある。	継続	修正なし	新型コロナウイルス感染症の影響が無くなったした場合、第3次期間中の最高実績数値41,464人に対し、高齢者や障がい者利用者について45,000人を目標とする。	協働推進課
18	(3)高齢者	(4)障がい者	交通バリアフリー基本構想に基づく実施計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	市道小篠原稲辻線の歩道拡幅等のバリアフリー化については、地元や関係機関との調整が必要であり、方向性が決まれば計画策定を行う。	滋賀県の坂王井川河川改良工事に伴う道路拡幅により車道および路側帯を拡大する。整備方針については、地元自治会及び関係機関とも合意を得て事業に着手する。	上面整備工事を発注した。	上面整備の整備方針について地元自治会等と合意を得られた。	滋賀県の舗装工事等が関係者との調整に時間を要し、令和4年度中に完了しなかったことから、上面整備工事も明許繰越となった。	継続	修正なし	バリアフリー化による歩道の構造の方向性が決まれば、計画策定のとおり実施する。	道路河川課
19	(4)障がい者		ユニバーサルデザインによる生活環境の推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障害者基本法に基づく第2次市障がい者基本計画を令和3年度に6年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。 特に、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。		ノーマライゼーションの考え方に基づき、情報・コミュニケーション環境の整備の一つとして、令和3年度より実施している「遠隔手話サービス(スマートフォン等を活用し遠隔で手話通訳を行うことができるサービス)」を引き続き実施した。	新型コロナウイルスに感染の疑いのある聴覚障がい者の病院受診にあたり、効果的に活用できた。	新しいサービスの更なる周知が必要である。	継続	修正なし	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障がい者自立支援課
20	(4)障がい者		人材育成の充実	共に地域で暮らせる社会を推進していくために、ボランティア活動の振興とボランティア資質の向上を図ることが重要であり、障がいのある人との交流を通じて、社会貢献できるボランティア活動の場を提供し、各種ボランティア活動へ参加する気運を醸成すると共に、その養成に努める。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。ボランティアの更なる拡大を図るため、受講生の確保に向け、継続した啓発を行う必要がある。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。また、ボランティアの更なる拡大を図るため、当該講座等を活用し、学びや活動を継続できる新たな場を紹介する。	手話奉仕員養成講座【基礎編】を開講期間：令和4年5月13日から令和4年11月25日まで 受講者：18人 手話通訳者をめざす人のための講座(レベルアップ講座) 期間：令和5年1月20日から令和5年3月17日まで 受講者：15人	基礎講座にあつては、受講者18名全員が修了証書を受けられた。また、新たな学びの場として、レベルアップ講座を実施し、基礎講座受講者のうち15名が受講され、ボランティア活動の参加や手話通訳者への意欲醸成が図れた。	手話をはじめ聴覚障がいについて継続的に学習し、活動できる場の確保が必要である。	継続	修正なし	ボランティア活動の振興と手話奉仕員等の人材を育成する。	障がい者自立支援課
21	(4)障がい者		精神障がいについての正しい知識の啓発及び自殺対策の理解促進	精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組をすすめ、併せて地域住民の心の健康づくりを進める。 自殺対策の理解促進のために様々な取組を包括的に推進する。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。 また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。 また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施し、基礎講座受講者のうち15名が受講され、ボランティア活動の参加や手話通訳者への意欲醸成が図れた。	・精神障害者患者家族会(たんぼぼの会)についてはコロナ禍のため交流などの活動は実施しなかったが、その代わりに健康推進連絡協議会から簡単な調理で時短でできる健康レシピの紹介があり、メッセージとともに送付をすることができた。 ・広報やポスターでの啓発や、リーフレット等啓発物品の配付や設置等による啓発を、自殺予防週間等の他、年間を通じて実施した。	市民が精神障がいに対する正しい知識を得る機会が増えるよう、今後も継続して啓発を行う必要がある。	継続	修正なし	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発や自殺対策の理解促進の取組を継続する。	健康推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和4年度事業実績				令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)			令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！
22	(4)障がい者	障がいや障がいの ある人に対する偏見 や差別を解消する啓 発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。	○障がい者自立支援課 ・障害理解と障害者差別解消法の広報・啓発を実施(広報やす年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3～12/9)街頭啓発		○障がい者自立支援課 ・障がい者への理解については、12月広報において啓発を行った。また、障害者差別解消法については、引き続きホームページにて周知・啓発を図った。 ・講演会については、2月27日に高齢者・障がい者理解促進研修・啓発事業(虐待防止支援)講演会を実施した。 ・出前講座については、障がいの福祉サービスを運営している2事業所で実施した。 ・障害者週間(12/3～12/9)において啓発活動を実施した。	○障がい者自立支援課 市の関係機関や障がいの福祉サービス事業所を含め、市民全体に障がいの理解を深めることができた。	○障がい者自立支援課 限られた予算の中で、効果的な事業展開が図られるよう検討が必要である。	継続	修正なし	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、人権意識の高揚を図る。	障がい者自立支援課
				○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報やす「発達支援センター通信」の掲載(隔月) ・「発達障害啓発週間」や「世界自閉症啓発デー」に合わせた広報やすへの記事の掲載およびポスター啓発 ・図書館で、発達障がいの理解と支援に関する図書コーナーの設置		○発達支援センター ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修や関係機関から依頼を受けて出前講座を実施した。(講演会3回、出前講座等7回) ・広報やすに「発達支援センター通信」を掲載した。(隔月) ・「世界自閉症啓発デー」および「発達障害啓発週間」に合わせて、ポスターやチラシ、関連図書のコーナーを設ける等、発達障がいの正しい理解について啓発した。	○発達支援センター 発達障がいの正しい理解と支援について、いろいろな機会や場所で啓発ができた。今後も、啓発テーマや手法を工夫し、機会をとらえて啓発していきたい。	発達障がいの正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体へ啓発する必要があり、今後も継続して、機会をとらえて啓発していきたい。	継続	修正なし	虐待についての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体への啓発事業を継続する。	発達支援センター
23	(4)障がい者	障害者差別解消法における取組の推進	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、事業の実施にあたっては、実効性のある対応ができるよう、差別解消に向けた必要な検討と取組を進める。	①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める	①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める。 ②障害者理解の促進に向けた啓発を進める。	職員対応要領に基づく合理的配慮を踏まえた業務遂行を図った。また障害者理解の促進について広報やホームページ等を活用した啓発活動を実施した。	相談業務などにおいて合理的配慮を踏まえた相談対応ができた。また、広報・ホームページ等を活用した啓発や障がい者理解の講演会などにより、市民や関係事業所等に障害者理解を図ることができた。	引き続き、障害者理解の促進を図る必要がある。	継続	修正なし	・計画期間での取組が実効性のあるものになっているか検証し、課題を明確にする。	障がい者自立支援課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類		第 4 次 実 施 計 画			令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課	
			事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)			令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的な内容も記載！
24	(4)障がい者		障がいのある人の権利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあうことがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数 90人		○成年後見人等の報酬助成:6件 ○成年後見任制度利用促進事業／委託事業の実施 全31件(うち、障がい10件) ○地域権利擁護事業(事業実施主体:野洲市社協) ・契約件数:全84件 障がい者の内訳/ 知的:18件(うち、新規 1件) 精神:34件(" 5件)	広報等により制度の利用促進を促すとともに、地域専門機関等と連携を図り、支援を行うことで、障がい者の尊厳に資することができた。	効率的な制度周知を図るとともに、支援事業所の職員等を対象とした研修会等を実施し、利用促進を図る必要がある。	継続	修正なし	障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進を行う。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援を行う。	地域生活支援室
25	(4)障がい者	(6)外国人	点字や拡大文字による ごみ情報提供 (さくら墓園永代使用墓所年間管理料徴収)	視覚障がい者、視覚弱者、外国人に対しての行政情報伝達の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。 (視覚障がい者、視覚弱者に対しての行政情報伝達の一環として、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で提供する。)	希望する対象者へ100%配布		ごみカレンダーについては、拡大版、点字版、音声版を作成し、希望者全員に配布した。犬を飼われている視覚障害者の方には、ごみカレンダーの配布に合わせて、狂犬病予防注射の実施通知の点字版を配布した。また、視覚障がい者に対して、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で送付した。	希望者への100%配布を完了した	個人情報の観点から外国人の居住地や国籍の把握は難しい。外国人の在住の状況により、必要であれば対応語の範囲の拡大や情報の追加等の検討が必要。	継続	修正なし	希望する対象者へ100%配布する。	環境課
26	(5)同和問題		就労対策相談事業	安定就労に向け、雇用と生活等の問題をハローワークと協力し市役所内に設置した「やすワーク」を拠点として関係機関との連携により解決を図る。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。		【市民生活相談課】 ・やすワークによる就労支援 就職ナビゲーターによる面談134人(延べ757回) 就労決定実人数 90人 なお、当課の就労対策支援事業は、一般施策として実施しているので、地区等の数値は把握していない。	—	—	継続	修正なし	就労を希望される方が、安定就労できるようにする。	市民生活相談課
							・人権センター 人権センターに求人情報を設置。 就労相談 2件	昨年に続き、地域の就労問題について、ハローワークと連携を図り、相談者に必要な情報提供を行うことができた。	今後もやすワークを拠点として、関係機関との連携により解決を図っていくことが重要。				人権センター
							就労相談56件 その他ハローワーク等からの求人情報紹介を実施。	ハローワークやサポートセンターと連携を図り、相談者への情報提供、相談を行い就労に繋ぐことができた。	引き続き相談者への情報提供を行い安定就労に繋ぐことが必要。				市民交流センター
27	(5)同和問題		修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。		【日本学生支援機構分】 市免除・返還分6名 【その他分】 返還免除 県への申請5名(6件)(A) Aの内、県免除承認決定2名(2件) Aの内、県免除不承認決定決定 3名(4件)(B) Bの内、市免除・返還4件	野洲市修学奨励助成金交付要綱により適正に事務を行った。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続きを行う。	継続	修正なし	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。 (令和15年度まで)	学校教育課
28	(5)同和問題		部落解放・人権政策確立要求に向けた取組の推進	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動に参画して、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するための取組を行う。	・実行委員会事務局 ・総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援継続		8/8 幹事級研修会 10/26.27 事務局交流研修会 12/1 基本法ニュース発行 2023.2/8 連続講座	幹事級研修会においては、幕末から現代に至る歴史的背景を交えながら、水平社宣言の今日的意味を読み解く研修内容で、水平社宣言にも欠点があることが分かった。 また、基本法ニュースでは、「部落解放基本法(案)」に盛り込まれた「人権侵害共済法」の早期制定の重要性を訴えかけることができた。	びわ湖南部地域実行委員会の最大目標である「部落解放基本法」の早期制定のため、様々な関係事業を実施しているが、市民への周知が今後必要。	継続	修正なし	部落解放基本法の制定をめざし継続する。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1-1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画				令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)	令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的な内容も記載！		
29	(5)同和問題	同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演会を行う。	同和問題強調月間に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けた啓発の一環として、同和問題講演会を開催する。		新型コロナウイルス感染症感染が急拡大してきたことから、不特定多数を対象とした通常開催を取りやめ、講演内容のビデオ撮影を行い、DVDに記録し啓発教材とした。 また、記録したDVDについては、各学区コミュニティセンターに配布するとともに、各自治会に対しても文書による周知を行った。 ※各小中学校、園に対しても人権センターによるDVDの貸し出しを周知。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は中止としたが令和4年度については当初の第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業計画にもあったように全く中止するのではなく形を変えて実施することができた。	DVD等に講演内容を保存する行為に対して講師の了承が得られない場合の対策(代替え)を考慮しておくことが必要。	継続	修正なし	同和問題講演会を開催し、同和問題をはじめあらゆる差別の解消に向けての啓発を継続する。	人権施策推進課
30	(6)外国人	国際理解推進事業	野洲市国際協会と連携を図り、言語や文化の違いについての相互理解や交流機会を充実する。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会の運営を補助する。 米国ミシガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業を行う。	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の推進を図るため、交流事業を継続する。	・野洲市国際協会への運営補助を実施した。 ・米国ミシガン州・クリントンタウンシップとの姉妹都市交流については新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止となったものの、パネル展示や国際交流パーティーの開催等により国際交流が図られ、市内園・学校へのゲストティーチャー派遣や講演会の開催により国際理解も図ることができた。	姉妹都市交流の交流使節団派遣事業については新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止となったものの、パネル展示や国際交流パーティーの開催等により国際交流が図られ、市内園・学校へのゲストティーチャー派遣や講演会の開催により国際理解も図ることができた。	・渡航制限が緩和されたこともあり、外国人住民はコロナ禍以前の水準以上となっており、引き続き国際交流や国際理解を推進し、多文化共生可能な地域づくりを行う必要がある。 ・コロナ禍以降の姉妹都市交流事業について、円安及び原油価格高騰のため、使節団参加費も大きく上昇すると見込まれる。クリントン・タウンシップ側の意向も踏まえ、合意形成を図りながら事業の調整を図る必要がある。	継続	修正なし	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の推進を図るため、交流事業を継続する。	企画調整課
31	(6)外国人	外国人支援事業	外国人が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・翻訳等の支援に取り組む。	外国人支援事業委託を行う。		通訳 99件 翻訳 3件	多言語対応の通訳、翻訳サービスを活用し、幅広い通訳、翻訳ニーズに対応できた。	・引き続き、本サービスについて周知し、より多くの利用を図ることが必要である。 ・タブレット遠隔通訳の利用実績が大きく増加しており、次年度以降は実態に即した利用限度時間の設定が必要。また、上限を超過した場合においても、外国人住民の対応ができる体制を検討していく。	継続	修正なし	今後、国籍の多様化が見込まれる外国人支援の状況を鑑み、必要となる対応を行うため、支援事業を継続する。	企画調整課
32	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設となるようにする。	外国語資料を受入し利用できる外国語資料の増加をはかる。図書館の利用案内の内容の改定があったときは外国語版も改定を行う。	・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を5年間で100冊増加させる。	・このことに関する特集を5回開催。 ・外国人向け資料所蔵数:1,736冊増加(令和3年度1,856冊→令和4年度3,592冊)	・特設コーナーは計画通りに開催。 ・外国人向け資料の購入については、新規に購入したもののほか、令和3年度に交付金により購入した資料のデータ受入を進め、大幅に増加した。	・特設コーナーの開設による啓発活動は継続が重要。今後も続ける必要がある。 ・外国人向け資料を広く活用してもらうために、必要とする人、または団体への周知が課題となる。 ・外国人向け資料の購入、受入は、少数でも継続して行われることが望ましい。常に新しいものを少数でも入れられるよう努める必要があるが、本の定価と運送費用などが増加している点が懸念される。	変更	「有」 ・特設コーナーは年1回以上の開催を継続。 ・外国人向け資料については、目標冊数に達しているため、以下に修正。 「寄贈資料なども活用しながら、外国人向け書籍の適宜の購入、または受入に努める。」	・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を5年間で100冊増加させる。	図書館
33	(7)インターネット	インターネットによる人権侵害の防止策・防止教育	インターネットによる人権侵害の防止のための啓発・教育を行う。人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルの啓発を行う。 学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対して情報を共有し、関係機関とのネットワークづくりをする。 また、適切な対応ができるよう対応マニュアルを作成する。 人権侵害を監視するリーダー人材の育成、研修会に参加する。 人権侵害の被害者に対する相談活動を行う。		「インターネット上の差別書き込み」パネルを作成し、各学区コミュニティセンターや市民交流センターへの配布を行った。 また、2月に開催した市民のつどいでは樹情報文化総合研究所より佐藤義弘氏を迎え「インターネットと人権」と題し講演会を行った。	各コミュニティセンターにパネルを配布しインターネット利用の危険性とモラル・情報リテラシー等について周知することができた。 また、市民のつどい(講演会)ではインターネット利用のルールについて、正しく理解することによって自分と相手の人権が守られることについて訴えかけることができた。 【アンケート結果から、講演会について参加者の九割以上の方が理解できた・人権意識が深まったとの回答。】	昨年、インターネットによる人権侵害事件が発生し、滋賀県の情報提供により事前把握することができ迅速な対応が行えた。 引き続き、滋賀県をはじめとした関係機関との情報収集について連携を図っていくことが重要。	継続	修正なし	インターネットによる人権侵害への正しい知識を持ち、啓発することにより、意識向上させ、未然防止に努める。人権侵害が起こった場合、関係機関と連携し解決を図る。	人権施策推進課 学校教育課
34	(8)その他さまざまな人権問題	エイズ、身近な感染症についての啓発	HIV等の感染症について正しい知識を普及し、患者に対する誤解や偏見をなくするため、健康教室やパンフレット配布等により、感染症に関する啓発を進める。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。		・ポスター掲示による啓発 ・リーフレット等啓発物品の配布、設置による啓発	エイズを含めた身近な感染症の予防に関するポスターの掲示やチラシ設置により、市民に正しい知識を啓発した。	市民が正しい知識を得る機会が増えるよう、今後も継続して啓発を行う必要がある。	継続	修正なし	エイズ患者数は増加していることから、さらに啓発を行う。	健康推進課
35	人権一般	個人情報の保護	基本的な人権を擁護するうえで重要な意義を有する個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々更新されるため、個人情報の取扱方法や事務手続きを常に最新のものにし、各課の担当者にもその都度指導する。 平成27年度より番号法が施行されたことに伴い、特定個人情報の保護に対する職員の適切な対応が求められることが予想されるため、庁内連絡会議を定期的に行い、職員の特定個人情報に対する意識の向上及び適切な利用を図る。		個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日より個人情報の保護に関する制度が国の法律に一本化される。法改正に対応することを目的に令和4年12月に職員向けに勉強会を実施した。	個人情報及び特定個人情報についての意識向上等を図ることができた。	引き続き職員の意識向上等に向けて研修を実施していく必要があると思われる。	継続	修正なし	職員の個人情報の保護に対する意識の向上を図り、特定個人情報を含む個人情報を保護する。	総務課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1-1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画			令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)			令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！
36	人権一般	窓口人権相談の充実	市民相談総合窓口ネットワークにより人権相談の第2窓口として個別窓口の役割を果たす。電話、来所により、人権相談に応じて解決を図る。専門的事例は、人権擁護委員、弁護士相談等につなぐ。	電話・面接による人権相談の実施。人権相談で各部署と連携を図る。相談員の相談援助技術の向上を図る。		・相隣関係 9件 ・そ の 他 22件 ・プライバシー1件 ・医療関係 1件 ・就労関係 1件 ・DV 1件 計 35件	・人権センター 就労関係の相談でかなり深刻な問題ではあったが、関係課および関係当事者を交え問題の解決が図れた。	・人権センター 別の就労関係の相談で外国の方からの相談があったが、言葉で十分な意思疎通を図ることが厳しかったため今後の反省課題となった。	継続	修正なし	さまざまな人権相談に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の充実を図る。	人権センター 市民交流センター
37	人権一般	人権擁護委員	法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。 国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に的確に対応し人権救済の充実をめざす。	人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議会参画		○人権紙芝居実績 ・北野学童 80人 ・中主幼稚園 57人 ・野洲幼稚園 27人 ・祇王幼稚園 45人 ・三上こども園 22人 ・さくらばさまこども園 30人 ・北野幼稚園 72人 ・篠原こども園 29人 計 362人 ○「人権の花運動」 ・野洲小学校(5・6年生) 272人	昨年の人権紙芝居はコロナ禍の影響で中止となったが、令和4年度は8園の実施要望があり園児たちに、相手の気持ちになって思いやりの心をもってもらうことの大切さを訴えかけることができた。 また、野洲小学校における「人権の花運動」については、児童に対し人権擁護委員から何故サルビアの花が人権の花なのか説明を行うことにより、栽培を通して「命の大切さ」や「相手への思いやり」などについて理解してもらうことができた。	人権紙芝居については、本当の紙芝居を行っている訳ではなくパソコンやアンプ、プロジェクターを用いて映像を映して紙芝居を行っており、機材の設定に時間を要することがある。 「人権の花」については、種を蒔いて終わりではなく、育苗、定植等、時期を見計らった作業もあるため、花を無事咲かすまでプレッシャーがかかる。	継続	修正なし	上位法「人権擁護委員法」に基づき、事業を実施する。	人権施策推進課
38	人権一般	戸籍住民基本台帳個人情報	市民課は戸籍や住民票などの個人情報を管理し、市民の請求により証明書を発行している。 証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。 また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。		・戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、住民票等の不正取得による身元調査等を防止するため「本人通知制度」を運用し、その制度の周知を行った。	戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行うことができた。	今後も、引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	市民課
39	人権一般	事業所内公正採用選考 ・人権啓発推進事業	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施する。	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問		・企業啓発指導員による啓発指導を行った。 ・6月に企業内公正採用・人権啓発推進班員研修会を開催した。 ・7月から市内の従業員10人以上の事業所(事業所数150社)を対象に企業訪問を実施した。令和4年度の企業訪問については、新型コロナウイルスとの共生のもと、訪問、電話、メール、ファックスにて実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対策により、7月予定していた野洲駅前での街頭啓発を中止した。	新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、従業員数が少ない事業所ほど事業所内研修の実施や外部研修への参加ができていない傾向であったが、継続して企業訪問を実施し取り組みを進めることができた。	企業訪問を実施する中で、啓発の機会を確保するとともに、啓発資料等の配布などにより、事業所の負担を軽減できる研修・啓発方法等について周知する必要がある。	継続	修正なし	企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、県の取組と連動し継続して行う。	商工観光課
40	人権一般	人権教育基本方針	人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行う。	就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの分野に応じた人権教育を展開していく。		・就学前、学校教育においては、人権教育基本方針、人権教育方針に基づき、学習を進めることができた。	・人権保育基本計画、人権教育基本計画に沿って、各校園所が園児、児童、生徒の実態に合わせて、保育実践、教育実践を行うことができた。	・時間が限られている中で、情報機器などの媒体を用いた多種多様な学習の場を設定する。 ・今後さらに人権教育基本方針、人権保育基本方針の周知徹底を行い、共通理解のもと実践が行えるようにする。	継続	修正なし	人権教育基本方針に定めた各カテゴリーごとの推進目標を達成する。	学校教育課
41	人権一般	人権保育推進事業	人権保育基本方針の周知徹底を図るとともに、必要に応じて改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。	修正なし	・年度当初において、人権保育基本方針についての周知徹底を図り、基本方針に基づいた保育実践と職場研修を行った。 ・保育現場での不適切な保育を見逃さず、子どもの人権擁護についての意識を高め、自らの保育を振り返ってもらうことを目的として周知等を行った。	・研修を通して自分自身の言動を振り返り、考え合える場が持てた。今後においても人権意識を高めていくために継続的に取り組んでいく。 ・「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」を活用することで、「きずき」につなげ、より身近な視点からの振り返りにつながった。	・職場環境として多様な勤務形態の中で、研修を効果的に実施するためには、更なる工夫と改善も必要である。 ・職員それぞれの悩み等を含め、一人が抱え込まないための配慮や風通しの良い職場環境づくりに努めていく必要がある。	継続	修正なし	人権保育基本方針に則り、教育・保育の資質の向上と職員の人権感覚の向上が中堅層を中心に広がる。また、人権教育・保育訪問に年間1人1回は研修として公開保育・協議会に参加する。	こども課
42	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。		○人権教育セミナー (人権教育推進員研修会) 日時:7月2日(金)10:00～11:30 場所:なかさとコミュニティセンター 講演:新型コロナウイルス感染症と人権 差別を起さない心を～ 講師:(公財)滋賀県人権センター 人権啓発グループリーダー 四方 康博さん 参加:52人	○人権セミナーアンケート結果 セミナーについて、「どうでしたか?」という問いに対し否定的な回答はなく、参加者の全員が肯定的な回答だった。 ・大変よかった 36% ・よかった 32% ・まあまあよかった 32%	例年人権教育推進員については、委嘱状交付式・説明会、セミナーと2回の参加をいただいていたが、これらの事業をひとつにまとめることができないか。	継続	修正なし	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を継続的に開催する。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	令和4年度事業実績			令和5年度計画			担当課
		事業名	事業の概要			実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)	令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
43	人権一般	学校・園所人権教育推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学校・園所人権教育推進委員会活動を推進する。	・中学校区部会の取組推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人権学習の様々な人権課題別目標の設定 ・教職員人権問題研修の推進	修正なし	(学校教育課) ・運営会議 2回 ・新任・新赴任教職員人権問題研修 1回 ・人権事務局会 5回 ・人権同和教育主任会 5回 ・部落問題小中連絡会 2回 ・市統一テーマ研修 1回 ・各中学校部会 全体研修会 公開保育・授業参観 授業研究会 オープンキャンパス	・中学校区部会では、就学前から高等学校まで校種間を越えて、公開保育や公開授業を行った。それにより、子どもの姿から、どのような力を育成していく必要があるのかを共通理解することができた。全体研修会では、自尊感情の大切さについて、滋賀県SSWスーパーバイザーに講演していただき、学区全体で学ぶことができた。 ・事務局会、人権同和教育主任会では、各校の情報を共有したり、映像や資料、実践例から意見を交流し、学び合うことができた。	(学校教育課) ・教職員の人権感覚の向上に向けて、「自分ごと」として考える事のできる参加型の研修、自分の思いや考えを伝え合える場の設定を行う。 ・人権同和教育主任会で共通理解したことや学んだことが各所属で伝わりきっていない現状がある。今後は、各所属でも話題提供や研修の実施を促していく必要がある。 ・各所属、中学校区、市全体として子どもの状況をもう一度見直し、目指す姿とそれまでの支援の仕方や体制について検討を行う。	継続	修正なし	・人権学習プランを小学校で完全実施し、学習内容のデータバンク化を図る。 ・中学校においても様々な人権課題についてのつけたい力を明確にし、各中学校部会での協議の中心とする。 ・人権学習プランの(就学前から中学校まで)次の見直しへの見直しを持つ。 ・人権学習の講師のデータバンク化を図る。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を図り、中学校2年において「自分が好き」と答えられる子が85%以上をめざす。	学校教育課
						・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を目指した実践を図った。		・新たな人権課題(インターネット、LGBTQ、ヤングケアラー等)の学習を進めるために職員研修の充実を図っていく必要がある。				
44	人権一般	市人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	各学区人権協や地域団体等により組織された、市人権協が支援することで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめてとするさまざまな人権問題解決の促進に資する。		・役員・運営委員会の開催 ・啓発機関紙「かがやき」の発行 ・人権YASU2023の開催 ・啓発パネルの作成・配布 ・人権作品の募集と審査・表彰等	各種事業の中で、コロナ禍の影響が残る中で全く中止にすのではなく、形を変えたり【期間限定で講演会を動画配信】、規模縮小【人数制限】をしながらも実施することにより、市民の人権意識の高揚を図ることができた。	今後も新たなウイルス[変異種]の脅威によって事業実施が中止の判断を迫られることが想定されるため、早い段階での決断を行い全く中止にするのではなく、規模の縮小または時期や形を変え実施するなどの工夫と柔軟性が必要。	継続	修正なし	更に効果的な啓発の推進が図られるよう支援する。	人権施策推進課
45	人権一般	学区人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまち、差別問題を自らの課題と考え行動できる人をつくるために住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して、財政的な面も含めて支援を行う。		・ヤングケアラーや8050問題、人権コンサート、収穫祭時に啓発コーナーの設置、機関紙の作成、啓発グッズの配布、先進地研修など。 ※財政面(補助金)以外でも、学区コミセンに対し、人権啓発パネルを作成・配布。	各学区ともにコロナ禍による3年間のギャップに戸惑いながらも、工夫しながら積極的に事業を行われた。	市人協と同様に、今後も新たなウイルス[変異種]の脅威によって事業実施が中止の決断が迫られることを想定し、早い段階で決断し全く中止にするのではなく、規模を縮小または時期や形を変え実施するなどの工夫と柔軟性が必要。	継続	修正なし	市民自らが主体となって、住民等に対して、差別のない明るい地域の確立に向けた人権啓発ができるよう支援する。	人権施策推進課
46	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめてとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行う。	広報やすによる啓発記事の掲載		人権週間や人権擁護委員の日、同和問題強調月間に合わせて広報やすに記事を掲載した。	同和問題強調月間の広報掲載を利用し、同和問題講演会の開催について記事を掲載し、参加を呼び掛けた。	掲載枠の制限が厳しく、プラスαの内容を掲載していくことが難しい。【ルールの認められない。】	継続	修正なし	広報やすによる啓発記事の掲載を継続する。	人権施策推進課
47	人権一般	職員人権問題研修	行政職員として必要な幅広い人権問題に対する人権感覚と人権意識を身につけるため、研修目的を明確にし、多様な研修を実施する。	職員研修について、一定のルールに基づき点検し、基本方針に見合う研修を実施する。		研修計画に基づき職階に応じた研修を実施したが、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、中止や縮小となった。 【一般研修】 人権問題に対し正しい理解と意識の向上を目的に講座等へ派遣を行った。 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座(16名受講) ・人権教育研究大会(中止) ・「ひと」と「ひと」のつどい(動画視聴) ・県民のつどい(18名受講) ・市民のつどい(88名受講) 【階層別研修】 ・基本的知識を習得し、意識の向上を目的に「新任職員研修」へ派遣(14名) ・差別のメカニズムについて指導職を対象に動画視聴による研修を実施(108名受講) 【その他】 障がいへの正しい理解と、地域でともに生活する者としての理解促進を目的として、「障がい児サマースクール」及び「市内作業所での体験事業」へ新規採用職員を派遣。 ・障がい児サマースクール(21名参加) ・市内作業所体験事業(23名参加)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止された研修もあったが、多くは感染防止対策を講じながら実施できた。 また、動画視聴による研修を取り入れることにより、一定の研修効果はあった。	日常業務に追われる中での研修のため、開催時期は繁忙期等を避け開催が必要がある。	継続	修正なし	職員人権問題研修を継続する。	人事課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	令和4年度事業実績			令和5年度計画		第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)	令和4年度実績の課 題に伴う令和5年度計 画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具 体的内容も記載！		
48	人権一般	特別職人権問題研 修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。		人権尊重をめざす市民のつどいをはじめ人権施策審議会などの各種会議へ出席するとともに、特別職も対象となったハラスメント防止研修に参加し自己研鑽に努めた。	市民のつどいではインターネットの危険性を認識することができ、また各種会議では、各委員の意見等をうかがい、本市の実態に対する認識を深めることができた。またハラスメント防止研修ではコミュニケーションの重要性を再認識できた。	今後も継続して自己研鑽に努める。	継続	修正なし	市のリーダーとして、啓発推進を図り、現状と課題を直視し、解決に立ち向かうとともに、新たな問題を起こさない健全な社会づくりを進め、元気と安心のまちづくりを進める。	広報秘書課
49	人権一般	PTA人権問題研修	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の指導助言を行う。	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約		令和4年7月3日(日)開催予定の「野洲市PTA連絡協議会人権問題研修会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点と開催方式の事業形態を見直しを図り、動画配信形式に変更して開催した。 ・研修テーマ「性の多様性について」	だれでもどこでも負担感なく気軽に参加してもらえることができた。 視聴者アンケートを実施し、意見等の把握に努め、次回につなぐことに心がけた。	任意団体であるPTAへの未加入者が増加傾向にあり、今後のあり方について検討が必要である。	継続	修正なし	保護者や教育関係者が人権問題の解決をめざし、市民が広く集結し、研修会を通して市内における人権教育を推進する。	生涯学習スポーツ課
50	人権一般	人権問題啓発 講師派遣事業	自治会、団体、企業などで実施される人権問題の研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。また、啓発講師の資質の向上を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。		92自治会中、令和4年度については58自治会〔63.04%〕が地区別懇談会を実施された。	前年41自治会〔44.57%〕と比較すると18.47%増加した。	コロナ禍による空白の三年間によって、各自治会の人権教育推進員や自治会長に戸惑いが見受けられるため、今後も人権教育推進員説明会において、具体的な市区別懇談会の進め方や地区別懇談会実施までのプロチャート等わかりやすい資料が必要。	継続	修正なし	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる人材を発掘・育成する。	人権施策推進課
51	人権一般	市民啓発事業	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業などに配布する。 実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催し、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子については、効果的に多くの市民に長く、有効活用されるよう内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。 「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催する。また、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。		コロナ禍が残る中で「すてきなまちに～コロナ差別に学ぶ～」を発行。	新型コロナウイルス感染症による具体的な差別事例や同調圧力(多数者に合わせる)や感染症による差別のメカニズムを掲載することによって、一定理解を深めてもらうことができた。 また、学校現場における差別が起こらない取組内容はお手本のひとつとして、情報提供をすることができた。	今回、本誌の作成にあたり、市内の実態を探るべく医療現場や学校などインタビューを行ったが、差別事象は見受けることができなかった。 しかし、今後も地域の実態を捉え反映していく努力は重要。	継続	修正なし	人権意識を高め、集会により交流や連携を図る。 紙面により効果的・効率的な啓発を図る。	人権施策推進課
52	人権一般	議員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	人権研修を年2回開催(うち1回は湖南地区市議会議長会主催)する。		○野洲市議会議員人権研修会 令和5年1月23日 「子どもの特性を知り、地域で子育て」参加議員18人全員。受講後、研修レポート提出。 ○湖南地区市議会議長会人権研修 令和5年2月2日、守山市にて「女らしく男らしくなく、自分らしく」参加議員15人	市議会主催の議員研修会では、事後研修として研修レポートの提出を求め、研修を踏まえて人権についての意識を深めることができた。 また、湖南地区の研修会では、多数の議員が参加し人権尊重の意識高揚に努めた。	コロナ禍の懸念から全員の研修参加ができず、引き続き、オンラインによる研修について、議員全員で受講できる環境整備が必要である。	継続	修正なし	市議会では、人権を尊重し責任ある活動を行っていくことで、「開かれた信頼される議会の実現」に繋がることから引き続き研修会を開催する。	議会事務局
53	人権一般	農業委員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催するとともに市民のつどいをはじめとする各種研修会への参加を要請していく。 ※修正後	農業委員会主催の人権研修会への参加率を8割以上の他、一人一回以上市民のつどいをはじめとする各種研修会(含:自己啓発)への全委員の7割以上参加する。	農業委員会総会終了後、事務局職員による人権研修会を実施した。参加人数は農業委員26人中24人が参加し、計画の8割を上回る9割以上の参加であった。 内容:法務省・全国人権擁護委員連合会発行リーフレット～不安を差別につなげちゃいけない。」「コロナ差別」を活用。	総会終了後実施することにより、高い参加率となった。また、事務局職員が講師を務めることにより、職員の自己啓発向上にも繋がった。 なお、各種研修会等の参加状況については、確認ができていない。	総会を欠席された農業委員への啓発を、研修資料の送付としたが、どの程度理解されたかは不明である。	継続	修正なし	農業委員会主催の人権研修会への参加率を8割以上の他、一人一回以上市民のつどいをはじめとする各種研修会(含:自己啓発)への全委員の7割以上参加する。	農業委員会事務局
54	人権一般	企業人権啓発推進 協議会育成事業	企業人推協の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進を行う。	・協議会への啓発経費補助 ・協議会の研修会の実施および新規加盟促進		・企業人権啓発推進協議会へ370,000円の補助を行った。 ・企業人権啓発推進協議会と市の共催により年間4回の研修(経営者・管理者研修を1回、基礎研修会を1回、担当者研修会を2回、担当者交流会を1回、先進地研修会を1回)を実施した。 ・野洲市内において継続して事業所内人権啓発推進活動を推進し進めていくために、未加入企業に加入していただく必要があることから企業訪問して加入促進した。	「職場を取り巻く今日的な人権課題への取組や社会における様々な人権にかかわる課題について理解を深める研修を行う。」を主たる活動の柱として研修等を実施し、年間6回の研修で延べ228名の参加があり、理解を深めることができた。	新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、研修の参加・実施に積極的な事業所と消極的な事業所の二極化が未だ顕在していることから、積極的な参加を促すとともに、研修以外の取り組みややすい方法について助言していく。	継続	修正なし	企業活動における同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、継続的な支援を行う。	商工観光課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画

資料1－1

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和4年度に計画修正後	令和4年度事業実績		令和5年度計画		第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課	
		事業名	事業の概要			実績 (令和4年度)	令和4年度実績(事業)からみる成果	令和4年度実績(事業)からみる課題	令和5年度 (3年目) (継続・変更等)			令和4年度実績の課題に伴う令和5年度計画の修正 (有・無) ※「有」の場合は具体的内容も記載！
55	人権一般	人権施策審議会	実施計画の進捗状況について、定期的成果と課題を把握し、審議会の答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取り組む。	人権施策審議会を開催する。 また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。		人権施策審議会を8月に実施。 【議題】 ・令和3年度事業実績および令和4年度事業計画について ・その他「取扱注意」資料について	審議会次第のその他において、市内の特定地域およびその周辺を撮影した動画がネット上に配信（アウティング）された。インターネットを利用した人権侵犯事件として重く受け止め、審議会において、インターネットによる人権問題を野洲市の重点課題として取り組んでいくことが認められた。	前年度に引き続き、人権施策審議会等における女性の参画率(27.3%)について、野洲市の令和5年1月1日現在の平均36.1%に対して8.8ポイント低いため、次回(R5)審議会委員に対して各団体に対して積極的に女性の選出をお願いしていく。 【参考】 R5年度現在人権施策審議会女性参画率:45.4%野洲市平均(36.1%)よりも9.3%高い。 ※第5次男女共同参画計画における成果目標の動向市町村審議会等40%以上60%以下（目標値期限2025年）	継続	修正なし	第4次実施計画の進捗状況について、審議を行い、第5次野洲市人権施策基本計画を策定する。	人権施策推進課
56	人権一般	野洲市人権施策基本計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。		人権施策実施計画に基づき実績から成果と課題の確認を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度実績から見ると課題を踏まえ、令和4年度については早い段階での決断を行いコロナの影響が懸念されても全く中止にするのではなく、規模縮小や形を変えて一部の事業は実施することができた。	令和4年度中に発生したインターネットを利用した人権侵犯事件について、滋賀県からの情報提供により早期に対応することができたが、関係機関との情報共有も必要だが、市独自のモニタリング体制の検討も必要。 また、現在利用が拡大しているチャットGPTなどのAIを使用した人権侵害の可能性を想定した教育・啓発の検討が必要。	継続	修正なし	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいて総合的に取り組む。	人権施策推進課
57	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を掌握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、令和6年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。		調査は令和6年度実施となっている。 前回については市民意識調査に含ませて市職員意識調査が実施できていなかったため、関係課に必要性和実施の呼びかけを行った。	—	前回（令和元年度）のアンケートでは予算が認められず、職員による手作業で十分なデータを得ることができなかったため予算の確保が必要。	継続	修正なし	人権問題に関する市民意識調査の統計結果を元に、今後の教育・啓発のあり方について検討し活かす。	人権施策推進課 人事課